⑸　総合評価落札方式に伴う技術提案
　本工事における施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（標準案）の内容について、これと異なる施工方法等（技術提案）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。
　技術提案による施工計画が適正と認められない場合または標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工を行うことを示す資料を提出すること。
　また、提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。
⑹　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第15条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認
　本工事が建設業法第26条第３項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
⑺　配置予定技術者の確認
　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
⑼　契約締結後の技術提案
　契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当職に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方を除く。）は対象としない。
　提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑽　手続きにおける交渉の有無　無。
⑾　契約書作成の要否　要。
⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒂　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Yoshizaki Director-General of Kyusyu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for establishment of The Tanigawa Tunnel Higashi-Kyushu Expressway
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 29 October 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 21 December 2012 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 21 December 2012 Or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 21 December)
⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2534

○第２号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東九州道（清武～北郷）芳ノ元トンネル新設（二期）工事
⑶　工事場所　宮崎県宮崎市清武町大字今泉～宮崎市大字鏡洲
⑷　工事内容　構造形式：ＮＡＴＭ　延長：Ｌ＝751m　幅員：ｗ＝12.0m
⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年３月31日まで
⑹　使用する主要な資機材
　コンクリート：約28,000㎥、鋼材：約2,300ｔ
⑺から⒀までについては第１号⑺から⒀までに同じ。
⒁については第１号⒅に同じ。
⒂から⒅までについては第１号⒁から⒄までに同じ。
⒆については第１号⒆に同じ。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」平成24年９月28日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から東九州道（清武～北郷）芳ノ元トンネル新設（二期）工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。
⑴から⑷までについては第１号⑴から⑷までと同じ。
⑸　平成10年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）但し、ア）～ウ）は同一工事とする。
ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が80㎡以上であること（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）。
イ）施工延長が600m以上であること。
ウ）掘削方法が導坑先進掘削であり、その施工延長がイ）の施工延長に含まれていること。
　但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。
　なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
⑹から⑽までについては第１号⑹から⑽までに同じ。
3　総合評価に関する事項等
⑴から⑷Ⅱまでについては第１号⑴から⑷Ⅱまでに同じ。
　Ⅲ　評価項目及び得点配分
　評価項目（①～⑧）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑧における評価点の合計点を加算点とする。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）
②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）
２）技術提案（加算点）
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　品質の向上：15点（16段階評価）
　覆工コンクリートの充填性、剥落及びひび割れ抑止等に関する耐久性向上対策（施工方法）。
◆社会的要請に関する事項
④　環境の維持
④―１　：５点（６段階評価）
・トンネルズリ運搬時の運搬路沿線住民に対する粉塵対策
④―２　：５点（６段階評価）
・トンネル掘削等に伴う河川への水質汚濁対策
⑤　特別な安全対策：15点（16段階評価）
　トンネル坑内の可燃性ガス対策
◆総合的なコストに関する事項及び施工計画
⑥　出来形の向上：５点（６段階評価）
　覆工コンクリートの出来形の向上対策
⑦　施工上配慮すべき事項：20点（21段階評価）
　脆弱な破砕帯が分布する日南層群に対する、ゆるみ等を考慮した施工の工夫